

## 発行者情報

### 【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2022年8月10日
【発行者の名称】	株式会社ペアキャピタル (Pear Capital, inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 哲
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー4階
【電話番号】	03-6456-3481 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CF0 西園 直記
【担当J-Adviserの名称】	エイチ・エス証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 昇太郎
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.hs-sec.co.jp/hs/financial.htm">https://www.hs-sec.co.jp/hs/financial.htm</a>
【電話番号】	03-4560-0200
【取引所金融商品市場等に関する事項】	<p>当社は、当社普通株式を2022年9月12日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。</p> <p>名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号</p>
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ペアキャピタル <a href="https://p-capital.co.jp">https://p-capital.co.jp</a> 株式会社 東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp">https://www.jpx.co.jp</a>

#### 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期	第2期(中間)
決算年月	2021年9月	2022年3月
売上高 (千円)	291,211	297,575
経常利益 (千円)	61,027	82,439
当期(中間)純利益 (千円)	40,842	54,383
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-
資本金 (千円)	9,900	9,900
発行済株式総数 (千円)	1,000	1,000
純資産額 (千円)	50,842	105,225
総資産額 (千円)	223,883	349,829
1株当たり純資産額 (円)	25.42	52.61
1株当たり配当額 (円)	-	-
1株当たり当期(中間)純利益金額 (円)	20.42	27.19
潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益金額 (円)	-	-
自己資本比率 (%)	22.7	30.1
自己資本利益率 (%)	80.3	69.7
株価収益率 (倍)	-	-
配当性向 (%)	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	19,830	164,386
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△20,355	1,045
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	95,161	12,893
現金及び現金同等物の期末(中間期末)残高 (千円)	94,636	272,961
従業員数 (ほか、平均臨時雇用人員) (人)	15 (2)	18 (2)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 当社は、2020年10月14日に新たに設立されました。このため、当社の第1期事業年度は2020年10月14日から2021年9月30日となっております。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 1株当たりの配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。

8. 株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第1期(2020年10月14日から2021年9月30日まで)及び第2期(中間)(2021年10月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表について監査法人コスモスの監査を受けております。

9. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数(パートタイマー)は年間平均人員を( )外数で記載しております。

10. 2022年5月12日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っておりますが、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
11. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第2期の期首から適用しております。なお、累積的影響額を期首の利益剰余金に反映する方法を採用し、比較情報は修正再表示しておりません。

## 2 【沿革】

当社の設立以降、現在に至るまでの沿革は、次のとおりです。

年 月	事 業 の 変 遷
2020年10月	東京都渋谷区において当社設立、M&A仲介事業を開始
2021年 3月	ベストベンチャー100に当社が選出される
2021年 5月	取締役会・監査役設置会社へ移行
2021年10月	中小企業庁「M&A支援機関登録制度」のM&A支援機関に登録（法人番号 8011001136477）
2021年10月	事業拡大に伴い、東京都渋谷区の恵比寿ガーデンプレイスタワーに本社を移転

## 3 【事業の内容】

当社は、創業時よりM&A（企業間の合併や企業買収、事業売買など）の仲介を主たる事業としております。

なお、当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

（M&A仲介の業務フロー）

### （1）M&Aニーズの把握

セミナーやダイレクトメール、金融機関といった外部連携機関を通じて、全国の企業経営者から買収希望・譲渡希望のM&Aニーズ・相談を募ります。

それらのニーズに応じて具体的なM&A手法や主な課題把握、想定しうるM&A先等の初期見解を企業経営者様にご提示することによって、M&Aニーズ・相談案件の受託を進めております。

### （2）案件化

譲渡希望の企業経営者から提携仲介契約を締結し、事業内容・特性、財務状況や譲渡条件の詳細を検討し、企業概要などのM&A検討資料を作成し、M&Aニーズ・相談を具体的にM&A案件化いたします。

### （3）M&A案件のマッチング業務

譲渡希望の希望条件等を整理したうえで、当社のデータベースなどに蓄積された買収希望企業情報や外部連携機関と連携して買収候補者を抽出し、匿名化した譲渡案件情報をもとに買収ニーズとのマッチ状況を確認いたします。

そこで、買収ニーズとマッチし、具体的な案件検討を希望される場合には、買収候補者と秘密保持契約を締結し、具体的なM&A検討資料の提示を行います。また、買収検討のための初期的な質疑応答や譲渡案件の視察、経営者間の面談といった譲渡案件の理解活動を行い、買収の基本条件の合理性などをご検討いただけます。

これらの検討を経て、譲渡企業と買収候補者のそれぞれの基本的な条件が一致した場合、当社支援のもとで「基本合意書」を締結いただき、この際に基本合意時の報酬を受領しております。

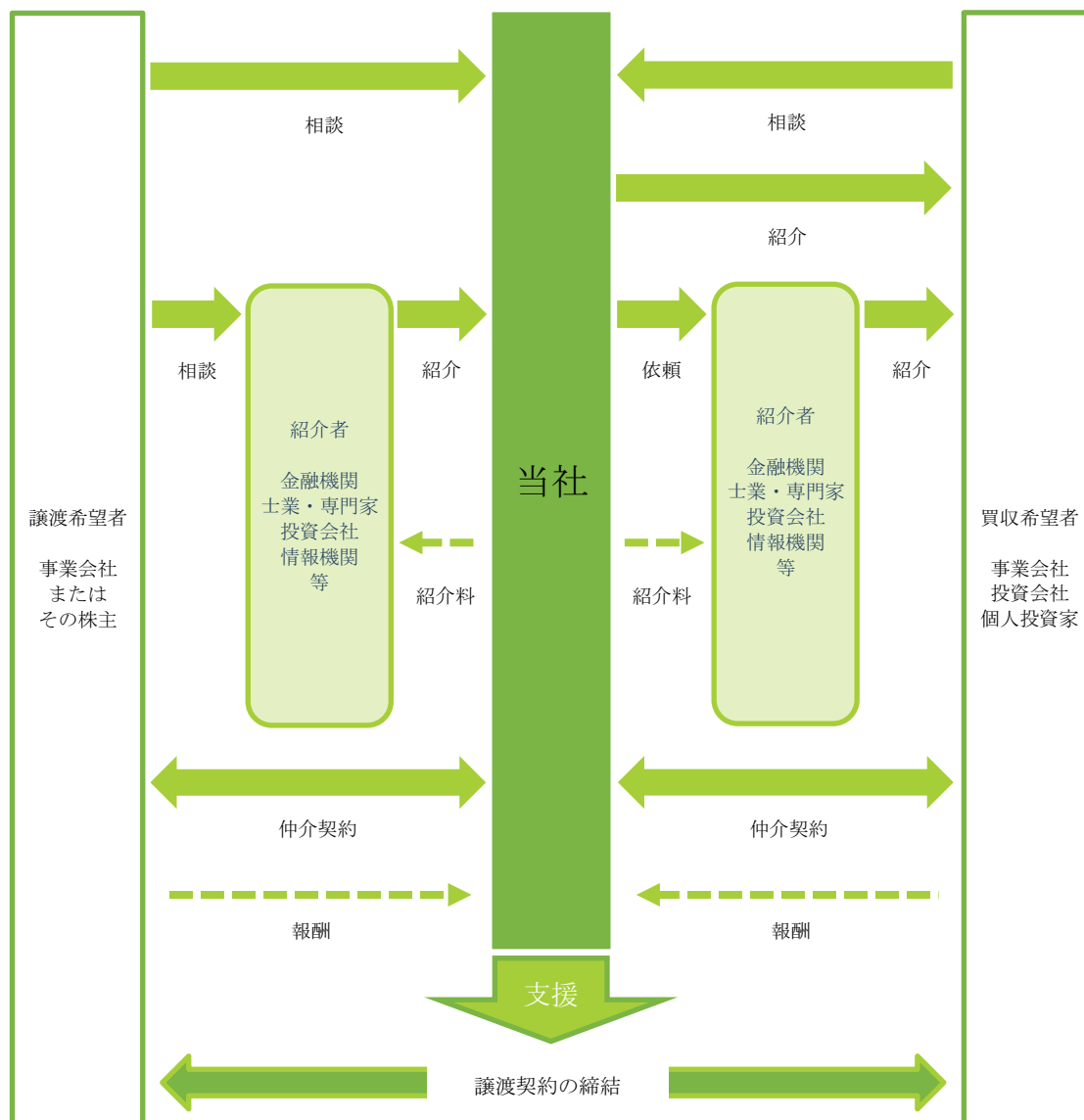
### （4）デューデリジェンス、クロージング業務

基本合意書を締結いただいた後に、買収候補者が譲渡案件へのデューデリジェンス業務を行い、譲渡契約締結に向けた調査・リスク分析、シナジー効果等の検討業務を行います。この際に、当社はこれらの検討業務環境の整備と最終的な条件等の支援を行います。

これらの結果、買収候補者と譲渡企業間で最終的な条件合意がなされ、「譲渡契約」が締結された際に当社の業務は完了し、買収候補者と譲渡企業の双方から成功報酬を受領しております。

[事業系統図]

当社の事業系統図は、次とおりです。



#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 発行者の状況

2022年7月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
26（3）	27	0.78	11,731

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社は、M&A仲介事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しています。

##### (2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されていませんが、労使関係は安定しております。

## 第3 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

当事業年度における業績等の概要につきましては、次のとおりです。

なお、当社は2020年10月14日設立に設立されたことから、対前期増減比較は行っておりません。

#### (1) 業績

第1期事業年度（自 2020年10月14日 至 2021年9月30日）

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために緊急事態宣言等が発出され、経済活動の一部制約が生じたことにより、景気後退懸念や先行きが不透明な状況におかれておりました。

このような環境下において、M&A仲介事業を通じて日本社会の活性化を行うべく、2020年10月に当社が設立されました。

中堅中小企業のM&A市場は、多くの企業が課題とする後継者不在や業界再編機運の高まりにより、拡大傾向にあります。また、行政による中小M&Aガイドラインの策定やM&A支援機関登録制度の創設等も実施され、事業承継を支援するためにM&Aの普及が一層求められています。

当社においては、創業当初4名で事業開始した後、積極的な人材採用戦略により総勢23名の体制となり、案件の開拓及び成約に注力しています。人員拡大に伴い、2021年10月に恵比寿ガーデンプレイス4階に移転し、更なる業容拡大の礎を築いています。顧客対応については、スピード感のある支援の実現のために分業化の体制を構築し、提携先との協業を含めた効率的なマッチングを実行しています。また、充実した教育体制により入社半年以上のアドバイザーは1件以上の成約に至っています。

その結果、当事業年度においては14件の案件が成約し、売上高は291,211千円、営業利益は61,103千円、経常利益は61,027千円、当期純利益は40,842千円となり、設立初年度から堅調な業績を達成することができました。

なお、当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントに関する記載は省略しております。

第2期中間会計期間（自 2021年10月1日 至 2022年3月31日）

当中間会計期間における我が国経済は、緊急事態宣言等の感染拡大防止のための諸政策が継続するなど依然として新型コロナウイルス感染症関係の影響が大きいものでした。

このような環境においても、わが国経済におけるM&A仲介のニーズは継続しており、当社はそのニーズにこたえるべく人材採用や顧客へのアドバイス等を実施してまいりました。

その結果、当中間会計期間において、売上高は297,575千円、営業利益は83,035千円、経常利益は82,439千円、中間純利益は54,383千円となりました。

なお、当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントに関する記載は省略しております。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

第1期事業年度（自 2020年10月14日 至 2021年9月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は94,636千円となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。



(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は19,830千円となりました。これは主に、売上債権が99,332千円増加したものの、税引前当期純利益が61,027千円計上されたこと、及び未払費用が50,068千円増加したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は20,355千円となりました。これは主に、新本社オフィスの賃貸借契約締結などにより、差入保証金の差入による支出が17,903千円生じたことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は95,161千円となりました。これは主に、安定した運転資金等を確保するために借入を実施し、長期借入れによる収入が95,000千円生じたことによるものです。

第2期中間会計期間（自 2021年10月1日 至 2022年3月31日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は272,961千円（前事業年度比178,325千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は164,386千円となりました。これは主に、税引前中間純利益が82,439千円計上されたこと、及び売上債権が69,632千円減少したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は1,045千円となりました。これは主に、新本社オフィスへの移転により、旧本社オフィスの差入保証金の回収が2,000千円生じたことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は12,893千円となりました。これは主に、安定した運転資金等を確保するために借入を実施し、長期借入れによる収入が20,000千円生じたことによるものです。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社は、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

### (2) 受注実績

当社は、受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

### (3) 売上実績

第1期事業年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	売上高 (千円)	前年同期比 (%)
M&A仲介事業	291,211	—
合計	291,211	—

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりです。

なお、当社顧客との各種契約においては秘密保持条項が存在するため、相手先名の公表は控えさせていただきます。

相手先	当事業年度 (自 2020年10月14日 至 2021年9月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
M&A買手先A	34,760	11.9
M&A買手先B	33,000	11.3
M&A売手先C	30,910	10.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第2期中間会計期間の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	売上高 (千円)	前年同期比 (%)
M&A仲介事業	297,575	—
合計	297,575	—

(注) 1. 当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため前年同期との比較分析は行っておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりです。

なお、当社顧客との各種契約においては秘密保持条項が存在するため、相手先名の公表は控えさせていただきます。

相手先	当中間会計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
M&A買手先H	105,587	35.5
M&A買手先I	69,036	23.2
M&A売手先J	31,400	10.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

#### (1) 優秀な人材の確保と組織体制の強化

M&A仲介事業においては、高度な専門知識と経験が求められることが多く、優秀な人材の採用・育成と、それらの優秀な人材を活用する組織体制が非常に重要であると認識しております。このため、今後も優秀な人材の採用と育成に努めるとともに、管理部門の充実やガバナンス体制の強化等を通じて組織体制を強化していく方針です。

#### (2) 社会的信用力の向上

M&A仲介事業においては、企業の経営判断情報や高度な機密情報を取り扱う性質を有していることから、より多くのご相談をいただくためには社会的信用力の向上が重要となっております。このため、ガバナンス体制の強化を中心とした取り組みを通じて、当社の社会的信用力を高め、当社事業の発展に努めていく方針です。

#### (3) 外部機関、外部専門家、情報機関との連携

M&Aにおいては、譲渡企業・譲受企業の双方から多種多様な相談を受ける機会が多く、高度な知識、情報、折衝を要することが多々あります。当社としては、金融機関や弁護士・公認会計士などの専門家、並びに情報機関との連携を深め、多種多様な相談ニーズに対応できる体制を構築していく方針です。

#### (4) 提案力の向上

M&Aにおいては、案件ごとに複雑なビジネススキームや権利関係を有していることが多く、M&A仲介業者はそれらの状況に応じたM&Aスキーム等の提案を通じて案件の成約に貢献しております。このため、M&A成約案件の実績等を積み重ねると優秀な人材の採用・育成を通じて提案力の向上を図り、当社事業の発展に努めていく方針です。

#### 4 【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、以下の記載事項は、特に断りがない限り、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものです。

##### (1) 競合先の増加による競争環境の高まり

M&A仲介事業は、情報と顧客のマッチングサービスが主体であり、特定の免許等を要せずに行える事業であります。このため、M&A仲介事業者は増加傾向にあります。

このような環境下において、当社は優秀な人材の採用と教育による高い提案力、並びに外部連携先との強化を通じて競争力を強化していく方針です。しかしながら、競合先の増加により競争環境が激化した場合は、当社事業の収益性が低下し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) M&Aに対する規制等

M&A仲介事業は、現時点では法令規制等はなく、特段の制約がない事業環境下にあります。しかしながら、M&A仲介事業者の増加に伴い、悪質業者によるトラブルが生じております。このため、今後何かしらの法規制が生じた場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

一方で、中小企業庁がM&A支援機関登録制度を発足し、一定の要件を満たす仲介事業者やアドバイザー業者が公開されています。当社も登録事業者となっておりますが、今後、登録要件の変更や制度の改定等により登録事業者でなくなった場合には当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) 単一事業への依存性

当社の事業はM&A仲介事業の単一となっております。今後、何かしらの理由でM&A仲介事業の市場規模縮小や競争環境の著しい高まりが生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (4) 地理的災害リスク

当社の事業拠点は東京都のみとなっております。このため、大型の地震等の災害が生じて東京都において事業活動に制約が生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (5) 新型コロナウイルス感染症拡大による経済的影響

新型コロナウイルス感染症拡大により、感染拡大抑制のための各種施策が実施され、経済活動における一部制約が生じております。今後、新型コロナウイルス感染症の流行拡大が長期化した場合、経済活動における一部制約も長期化し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (6) 訴訟

当社はコンプライアンス体制の整備構築に努めており、懸念事項等は弁護士等の外部専門家と連携し、リスク低減を行っております。今後何かしらの事由により訴訟が提起された場合、その訴訟等の内容及び結果によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (7) 情報管理

当社は企業間のM&A情報という高度な機密情報を日常的に取り扱っております。情報管理に関する規程を設け、情報セキュリティ設定や情報管理の従業員教育を徹底しておりますが、不測の事態等により情報が

流出した場合、損害賠償の支払いや信頼性の低下により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (8) 業績の変動可能性

当社が営むM&A仲介事業は、個別のM&A案件ごとの成約に基づき収益が発生する事業構造となっていることから、必ずしも安定的な成約・収益計上が予想されるものではありません。このため、何かしらの理由により当初想定通りの成約がなされなかった場合や成約までのスケジュールが伸びた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (9) 大株主及び当社の代表取締役への依存

当社の創業者であり代表取締役である田中哲は、M&A仲介事業における豊富な経験と知識を有しており、当社経営・企業活動全般において重要な役割を担っております。当社は優秀な人材の採用・育成に努めており、業務の組織化を推進しておりますが、仮に代表取締役の田中哲が退任又は不測の事態が生じた場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、代表取締役の田中哲は間接保有分を含めて当社株式の50.1%を保有しており、当社の議決権の過半数を有する大株主であります。議決権の行使にあたっては少数株主を害さぬように配慮しつつ、株式価値の最大化を図る方針です。しかし、何かしらの理由で代表取締役田中哲の議決権の保有割合に減少が生じた場合は、当社の事業戦略等に影響を及ぼす可能性があります。

#### (10) 配当政策

当社は財務体質の強化と成長投資の両立を図るため、これまで配当を実施しておりませんが、株主への利益配当は重要な経営課題と認識しております。

今後、将来の財務体質と内部留保の状況、当社を取り巻く事業環境等を勘案して、株主に対して利益還元を実施する所存ではありますが、現時点においては配当実施の可能性及びその時期等は未定であります。

#### (11) 小規模組織であることについて

当社は、2022年7月末現在で、取締役4名、監査役1名及び従業員27名の小規模組織であり、現在の業務執行体制はこのような組織規模に応じたものとなっています。

今後、業容拡大に応じて業務執行体制の拡充を図る方針ではありますが、適切なタイミングで当社の求める人材の確保が十分になされない場合や、当社の役員や重要な業務を担当する従業員の流出等により、必要な人材を確保できなくなった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (12) 社歴が浅いことについて

当社は、2020年10月に設立され、未だ社歴が浅く成長途上であるため、期間業績比較を行うための十分な財務情報等が得られておらず、過年度の業績のみでは、今後の業績を判断する情報として不十分な可能性があります。

#### (13) J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定です。当社では、エイチ・エス証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについて、2021年4月1日にエイチ・エス証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解

除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

#### <J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、エイチ・エス証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

##### ①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

##### ②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

##### ③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困

難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
  - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合  
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
  - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合  
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
  - （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
  - （b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点 から適当でないと認められるものでないこと。

#### ⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
  - （a）TOKYO PRO Marketの上場株券等
  - （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

#### ⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合。

#### ⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

#### ⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定め

る期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>



1. 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものです。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

財務諸表の作成にあたっては、資産、負債、収益、費用の金額に影響する見積り及び仮定が必要となる場合があります。これらは仮定の適切性、情報の適切性及び金額の妥当性に留意しながら会計上の見積りを行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

第1期事業年度（自 2020年10月14日 至 2021年9月30日）

当事業年度末の財政状態につきましては、次のとおりです。

なお、当社は当事業年度中（2020年10月14日設立）に設立されたことから、対前期増減比較は行っておりません。

#### (資産の部)

総資産は223,883千円となりました。

流動資産につきましては、197,234千円となりました。これは主に、売掛金の増加99,332千円に加え、長期借入金による資金調達を行ったことにより現金及び預金が94,636千円となったことによるものです。

固定資産につきましては、26,649千円となりました。これは主に、新しい本社ビルの賃貸借契約締結に伴う差入保証金が16,904千円となったことによるものです。

#### (負債の部)

総負債は173,041千円となりました。

流動負債につきましては、100,973千円となりました。これは主に、人件費などの未払費用が50,068千円、未払法人税等が27,643千円、預り金が2,028千円となったことによるものです。

固定負債につきましては、72,068千円となりました。これは主に、安定した運転資金等を確保するために借入を実施し、長期借入金が72,068千円となったことによるものです。

#### (純資産の部)

純資産につきましては50,842千円となりました。これは、会社設立に伴う設立出資により、資本金が9,900千円、資本準備金が100千円になったことに加え、当期純利益が40,842千円生じたことによるものです。

第2期中間会計期間（自 2021年10月1日 至 2022年3月31日）

当中間会計期間末の財政状態につきましては、次のとおりです。

#### (資産の部)

総資産は349,829千円となりました。

流動資産につきましては、310,915千円（前期末比113,681千円増加）となりました。これは主に、売掛金の回収に加え、業績が堅調に推移し中間純利益を計上したことから、現金及び預金が272,961千円（同178,325千円増加）となったことによるものです。

固定資産につきましては、38,914千円（同12,264千円増加）となりました。これは主に、新しい本社ビルへ移転したことに伴う資産除去債務の計上などにより、建物附属設備が20,019千円（同20,019千円増加）となったことによるものです。

#### (負債の部)

総負債は244,603千円（同71,562千円増加）となりました。

流動負債につきましては、144,972千円（同43,999千円増加）となりました。これは主に、企業規模の拡大等により未払費用が71,730千円（同21,661千円増加）となったことによるものです。

固定負債につきましては、99,630千円（同27,562千円増加）となりました。これは主に、長期借入金が79,758千円（同7,690千円増加）となったことに加え、新しい本社ビルへの移転に伴い資産除去

債務を19,872千円計上したことによるものです。

(純資産の部)

純資産につきましては105,225千円となりました。これは中間純利益が54,383千円生じたことによるものです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(6) 運転資本

上場予定日(2022年9月12日)から12か月間の当社の運転資本は、現状の自己資金、売上債権の回収並びに借入による資金調達が可能であることから十分であることを確認しております。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【設備投資等の概要】

第1期事業年度（自 2020年10月14日 至 2021年9月30日）

当事業年度は本社移転に伴う253千円の設備投資を実施しました。また、敷金及び差入保証金21,101千円を差し入れております。なお、当社はM&A仲介事業の単一セグメントのみであることから、セグメント別の記載は記載しておりません。

また、重要な設備の除却・売却はありません。

第2期中間会計期間（自 2021年10月1日 至 2022年3月31日）

当中間会計期間においては、事業拡大に伴い本社を移転し、新本社内装工事を中心とする955千円の設備投資を実施いたしました。なお、当社はM&A仲介事業の単一セグメントのみであることから、セグメント別の記載は記載しておりません。

また、重要な設備の除却・売却はありません。

### 2 【主要な設備の状況】

当社はM&A仲介事業を営んでおり、主要な設備は本社のみであります。

2022年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額		従業員数 (人)
		建物附属設備 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	本社機能	20,019	20,019	18 (2)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 事業所は賃借しており、年間賃借料（6か月）は14,691千円となっております。

3. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数（パートタイマー）は年間平均人員を（ ）外数で記載しております。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】（2022年7月31日現在）

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株)(2021年9月30日)	公表日現在発行数(株)(2022年8月10日現在)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	6,000,000	1,000	2,000,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	8,000,000	6,000,000	1,000	2,000,000	—	—

- (注) 1. 2022年4月25日開催の取締役会決議により、2022年5月12日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は1,999,000株増加し、2,000,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は7,990,000株増加し、8,000,000株となっております。
2. 2022年5月11日開催の臨時株主総会決議により定款変更が行われ、2022年5月12日付で100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

第1回新株予約権（2021年6月29日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2021年9月30日)	公表日の前月末現在 (2022年7月31日)
新株予約権の数（個）	49 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	49 (注) 1	98,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	10,000 (注) 2	5 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2023年7月1日 至 2028年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 10,000 資本組入額 5,000	発行価格 5 資本組入額 2.5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株で、2022年5月12日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っていることから、公表日の前月末現在は2,000株となっております。ただし、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整します。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

2. 新株予約権行使時の払込金額

本新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる

ものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、行使することができる期間中に取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権の行使は、当社普通株式にかかる株式がいずれかの株式公開市場（特定取引所金融商品市場を除く）に上場することを条件とする。
- (4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

### 4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
当初権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)



- 記載の資本金等増加限度額から上記（a）に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項  
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
- (9) 新株予約権の行使条件  
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減(株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2020年10月14日 (注1)	1,000	1,000	9,900	9,900	100	100
2022年5月12日 (注2)	1,999,000	2,000,000	—	9,900	—	100

(注) 1. 発行済株式総数並びに資本金及び資本準備金の増加は、会社設立によるものです。

2. 2022年5月11日の株主名簿に記載された株主に対し、分割比率を1:2,000として分割しました。

(6) 【所有者別状況】

2022年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状 況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	4	—	—	5	9	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	16,620	—	—	3,380	20,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	83.10	—	—	16.90	100.00	—

(注) 2022年5月12日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,000,000	20,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,000,000	20,000	—
総株主の議決権	—	20,000	—

## ②【自己株式等】

該当事項はありません。

### (9)【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権によるストック・オプション制度を採用しております。

#### 第1回新株予約権

決議年月日	2021年6月29日（臨時株主総会決議）
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 9
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 2【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

#### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません

#### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要施策の一つと認識しております。

事業拡大に向けた積極的な投資や財務体質の強化等を優先し、過去において配当を実施した実績はありませんが、今後は内部留保の充実状況や株主への利益還元とのバランス等を踏まえて検討したいと考えております。内部留保資金につきましては、更なる事業の拡大に向け、人材採用や教育などの成長投資の原資として有効に活用していく予定です。

当社は、配当を行う場合は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会によって、中間配当については取締役会によって決議いたします。

#### 4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

## 5 【役員の状況】

男性5名（役員のうち女性の比率0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	潜在除く所有株式数(株)
代表取締役	社長	田中 哲	1985年 6月10日	2008年4月 株式会社三井住友銀行 入社 2015年5月 株式会社日本M&Aセンター 入社 2017年11月 株式会社FUNDBOOK 入社 2020年10月 当社設立 代表取締役就任（現任）	(注) 2	(注) 4	1,002,000 (注) 5
取締役	CFO	西園直記	1989年 1月22日	2011年4月 株式会社みずほ銀行 入社 2017年10月 株式会社FUNDBOOK 入社 2020年10月 当社設立 取締役就任（現任）	(注) 2	(注) 4	300,000 (注) 6
取締役	専務	西塚 淳	1988年 4月5日	2012年4月 三井住友信託銀行株式会社 入社 2016年10月 株式会社日本M&Aセンター 入社 2018年1月 株式会社FUNDBOOK 入社 2020年10月 当社設立 取締役就任（現任）	(注) 2	(注) 4	300,000 (注) 7
取締役	常務	新井裕己	1990年 11月21日	2013年4月 株式会社フィナンシャルエージェンシー 入社 2016年8月 G&Lパートナーズ株式会社 入社 2017年9月 株式会社FUNDBOOK 入社 2020年10月 当社設立 取締役就任（現任）	(注) 2	(注) 4	300,000 (注) 8
監査役 (注) 1	-	樽見伸二	1982年 11月15日	2004年12月 新日本有限責任監査法人（EY新日本有限責任監査法人） 入所 2008年5月 公認会計士登録 2011年2月 サクセスホールディングス株式会社 入社 2016年2月 PwCあらた有限責任監査法人 入所 2017年12月 株式会社globalbridgeHOLDINGS 取締役就任 2020年6月 株式会社ウェルクス取締役就任 2021年4月 株式会社トリドリ 監査役就任（現任） 2021年5月 当社 監査役就任（現任）	(注) 3	(注) 4	—
計							1,902,000

- (注) 1. 監査役の樽見伸二は、会社法に定める社外監査役です。
2. 取締役は2022年5月11日開催の臨時株主総会の決議を受け、2022年5月12日から2023年9月期に係る定時株主総会終結の時までです。
3. 監査役は2022年5月11日開催の臨時株主総会の決議を受け、2022年5月12日から2025年9月期に係る定時株主総会終結の時までです。
4. 2021年9月期における役員報酬の総額は72,700千円を支給しております。
5. 代表取締役社長田中哲の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社田中が所有する株式数を含んでおります。
6. 取締役CFO西園直記の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社MKが所有する株式数を含んでおります。
7. 取締役専務西塚淳の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社NJが所有する株式数を含んでおります。

- しております。
8. 取締役常務新井裕己の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社NHSが所有する株式数を含んでおります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、M&A仲介事業という企業経営における高い機密情報を取り扱う事業を営んでいることから、法令遵守と経営の透明性確保が極めて重要であると認識しております。

このような認識に基づき、当社は、継続して法令遵守や経営の透明性確保など、コーポレート・ガバナンスの継続的な強化に努めていく方針です。

#### ② 会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

##### 1) 取締役会

当社の取締役会は、本発行者情報公表日時点で、取締役4名で構成されており、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に係る重要事項について、審議・決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。

##### 2) 監査役

当社は、監査役制度を採用しており、本発行者情報公表日時点で、監査役1名（うち社外監査役1名）で構成されております。監査役は、取締役会の重要会議等への出席、取締役等からの事業の報告の聴取、重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施し、経営への監視機能を果たしております。

##### 3) 内部監査

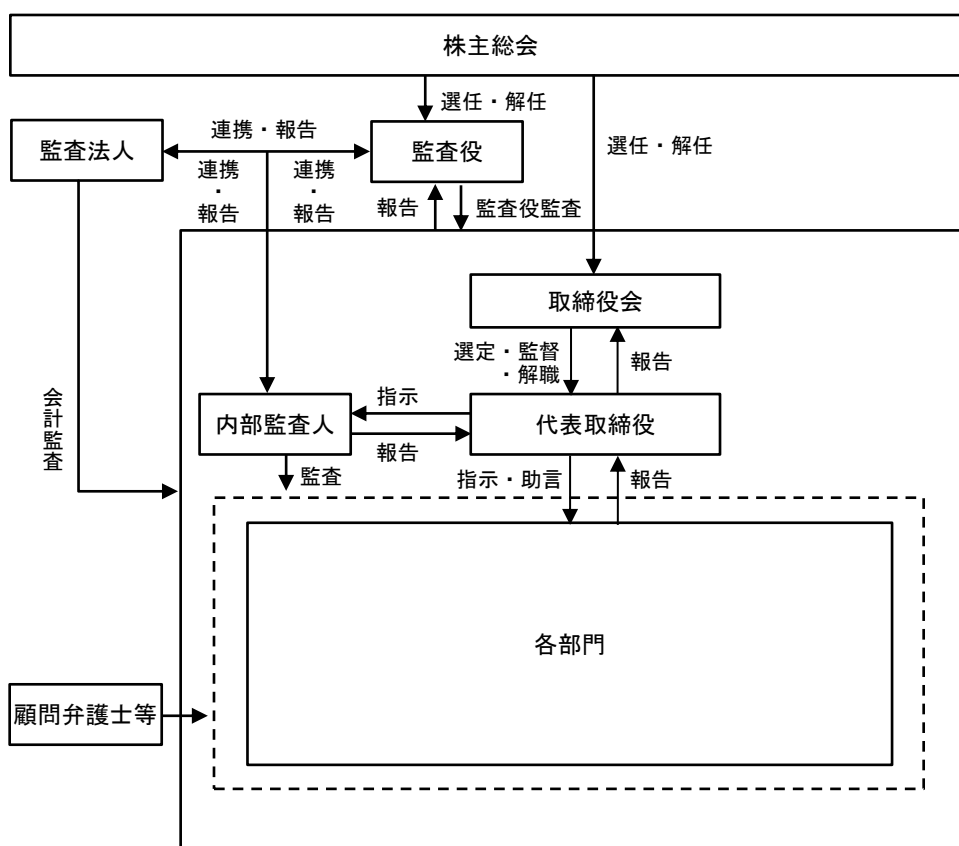
当社は、内部監査人を選定し、内部監査を実施しております。なお、内部監査担当者が他部署を兼任する場合は、内部監査担当者が所属する部署については、内部監査担当者が所属する部署以外から内部監査を実施しております。監査結果については、代表取締役に報告を行うとともに、監査役並びに監査法人とも共有を行っております。また、改善点などにつき、改善指導を行うことで事業運営の効率化及び適正化に努めております。

##### 4) 会計監査

当社は監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお、2021年9月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、小室豊和氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であり、また当該業務に係る補助者は公認会計士3名、その他1名です。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



### ③ 内部統制システムの整備の状況について

業務の適正を確保するための当社の内部統制システムに関する基本方針及び整備の状況は、次のとおりです。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  1. 当社は、役職者全員が法令、定款及びその他社会規範を遵守するために、コンプライアンス規程を定め、高い倫理性とコンプライアンスの意識を持った行動の実践に努めます。
  2. 取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する可能性がある行為を予見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化し、当該行為を未然に防止並びに迅速に共有いたします。
  3. コンプライアンス経営の強化を目的とする内部通報体制を構築し運用します。
  4. 内部監査として業務執行部門とは独立した内部監査人を設け、独立した業務監視体制をとります。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  1. 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、適切な保存及び管理を行います。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。
  2. 「情報セキュリティ規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施しております。
  3. 個人情報につきましては「個人情報保護規程」に基づき、厳重に管理しております。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、代表取締役社長が全体のリスクコントロールを統括します。代表取締役社長は、予め具体的なリスクを想定・分類し、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備し、各部署の日常的なリスク管理状況を評価・監視します。

なお、不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を中心とした対策委員会を設置し、監査役、顧問弁護士、監査法人その他外部アドバイザーと連携し、損失を最小限にすべく迅速に



行動します。

- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 定時取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況を監督します。
  2. 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織・業務分掌規程等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任ならびに執行手続きの詳細を定め、適正かつ効率的に業務が執行される体制を確保します。
- e. 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 将来において当社に新たな子会社等が加わった際は、当社の各子会社の業務執行は、法令等の社会規範に則ると共に関係会社管理規程等の社内規程に基づき、管理・指導します。また、個別案件については、関連性の強い当社各部門が管理・指導・助言を行うほか、必要に応じて役員を派遣し、業務の適正を確保します。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（使用人の任命、異動、人事考課、賞罰等）については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保します。
- g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査人は内部監査の結果等を報告します。また、取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、速やかに監査役へ報告します。
- h. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、監査法人、内部監査人との定期的な連携に努め、必要に応じて随時意見交換会を開催します。
- i. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 反社会的勢力の排除体制を構築することは必要不可欠なものとして認識しております。当社における反社会的勢力排除に向けた基本的な方針は「反社会的勢力排除規程」において定めており、主要な社内会議などの機会にその内容の周知徹底を図っております。
- 社内体制としては、反社会的勢力に関する業務を統括する部署は管理部と定め、専門ツールを用いて、全取引先並びに役員候補者、主要株主の反社チェックを年1度実施しております。（新規取引先等についてはその都度実施し、継続取引先等については年に1回実施）
- また、仮に反社会的勢力の可能性があった場合は即時に関係を解消できるよう、全ての取引先との契約に反社条項を設けて、その徹底を図っております。
- さらに、顧問弁護士や公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター等の機関とも協力し、反社会的勢力などとの関係遮断に努めております。

#### ④ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

#### ⑤ 社外監査役との関係について

当社の社外監査役は1名です。なお、社外監査役は、当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。社外監査役の樽見伸二は、公認会計士の有資格者であるとともに上場会社の取締役CF0の経験を有し、経営、会計・税務、法務面の高い知見により、多方面から当社経営に対する監査を行い、必要に応じて意見を述べております。

当社は、社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を定めてはおりませんが、選任の際には、経歴等を踏まえ客観的に独立性の高い社外監査役を選任しております。

⑥ 役員報酬

a. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	71,500	71,500	—	—	—	4
社外監査役	1,200	1,200	—	—	—	1

b. 発行者の役員ごとの報酬の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

d. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役及び監査役の報酬については報酬限度額を定時株主総会で決議しており、各取締役の報酬については取締役会で職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ、決定しております。また、監査役の報酬は株主総会で決定する報酬総額の範囲内で、監査役が決定しております。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

⑧ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑩ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑪ 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑫ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めて

おります。

⑬ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	6,000	700
計	6,000	700

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

当社が監査法人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、上場に係る短期調査業務です。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の規模及び特性、監査日数、監査役の意見等の諸要素を勘案し、決定しております。

## 第6 【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成しております。

### 2. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠してしております。

### 3. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度（2020年10月14日から2021年9月30日まで）の財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間（2021年10月1日から2022年3月31日まで）の中間財務諸表については、監査法人コスモスにより監査を受けております。

### 4. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

## 1 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	当事業年度 (2021年9月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	94,636
売掛金	99,332
貯蔵品	124
前払費用	3,089
その他	50
流動資産合計	197,234
固定資産	
有形固定資産	
建設仮勘定	253
有形固定資産合計	253
投資その他の資産	
差入保証金	16,904
長期前払費用	2,034
繰延税金資産	7,457
投資その他の資産合計	26,396
固定資産合計	26,649
資産合計	223,883

(単位：千円)

当事業年度  
(2021年9月30日)

負債の部	
流動負債	
1年内返済予定の長期借入金	13,545
未払金	7,687
未払費用	50,068
未払法人税等	27,643
預り金	2,028
流動負債合計	<u>100,973</u>
固定負債	
長期借入金	72,068
固定負債合計	<u>72,068</u>
負債合計	<u>173,041</u>
純資産の部	
株主資本	
資本金	9,900
資本剰余金	
資本準備金	100
資本剰余金合計	<u>100</u>
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	40,842
利益剰余金合計	<u>40,842</u>
株主資本合計	<u>50,842</u>
純資産合計	<u>50,842</u>
負債純資産合計	<u>223,883</u>

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

		当中間会計期間 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		272,961
売掛金		29,700
前払費用		7,899
その他		354
流動資産合計		310,915
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備		20,019
有形固定資産合計		20,019
投資その他の資産		
差入保証金		14,904
長期前払費用		1,541
繰延税金資産		2,448
投資その他の資産合計		18,894
固定資産合計		38,914
資産合計		349,829

(単位：千円)

当中間会計期間  
(2022年3月31日)

負債の部	
流動負債	
1年内返済予定の長期借入金	19,335
未払金	1,514
未払費用	71,730
未払消費税等	25,360
未払法人税等	23,047
預り金	3,984
流動負債合計	144,972
固定負債	
長期借入金	79,758
資産除去債務	19,872
固定負債合計	99,630
負債合計	244,603
純資産の部	
株主資本	
資本金	9,900
資本剰余金	
資本準備金	100
資本剰余金合計	100
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	95,225
利益剰余金合計	95,225
株主資本合計	105,225
純資産合計	105,225
負債純資産合計	349,829



② 【損益計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2020年10月14日 至 2021年9月30日)
売上高	291,211
売上原価	69,673
売上総利益	221,538
販売費及び一般管理費	160,434
営業利益	61,103
営業外収益	
受取利息	0
雑収入	478
営業外収益合計	478
営業外費用	
支払利息	538
その他	16
営業外費用合計	554
経常利益	61,027
税引前当期純利益	61,027
法人税、住民税及び事業税	27,643
法人税等調整額	△7,457
法人税等合計	20,185
当期純利益	40,842

## 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)
売上高	297,575
売上原価	109,652
売上総利益	187,922
販売費及び一般管理費	104,887
営業利益	83,035
営業外収益	
受取利息	0
雑収入	50
営業外収益合計	50
営業外費用	
支払利息	441
その他	205
営業外費用合計	646
経常利益	82,439
税引前中間純利益	82,439
法人税、住民税及び事業税	23,047
法人税等調整額	5,009
法人税等合計	28,056
中間純利益	54,383

【売上原価明細書】

当事業年度 (自 2020年10月14日 至 2021年9月30日)			
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
I 人件費	※1	64,121	92.0
II 経費	※2	5,551	8.0
売上原価		69,673	100.0

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

当事業年度 (自 2020年10月14日 至 2021年9月30日)	
※1 人件費の主な内訳は次のとおりです。	
給与手当	22,423千円
賞与	38,232千円
法定福利費	3,465千円
※2 経費の主な内訳は次のとおりです。	
案件紹介料	4,950千円
旅費交通費	601千円

③ 【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 2020年10月14日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額							
設立出資	9,900	100	100	—	—	10,000	10,000
当期純利益				40,842	40,842	40,842	40,842
当期変動額 合計	9,900	100	100	40,842	40,842	50,842	50,842
当期末残高	9,900	100	100	40,842	40,842	50,842	50,842

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2021年10月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	9,900	100	100	40,842	40,842	50,842	50,842
当中間期変動額							
中間純利益				54,383	54,383	54,383	54,383
当中間期変動額 合計	-	-	-	54,383	54,383	54,383	54,383
当中間期末残高	9,900	100	100	95,225	95,225	105,225	105,225

## ④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2020年10月14日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	61,027
受取利息	△0
支払利息	538
売上債権の増減額 (△は増加)	△99,332
前払費用の増減額 (△は増加)	△1,490
未払金の増減額 (△は減少)	7,687
未払費用の増減額 (△は減少)	50,068
預り金の増減額 (△は減少)	2,028
その他	△159
小計	20,368
利息及び配当金の受取額	0
利息及び保証料の支払額	△538
法人税等の支払額	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,830
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△253
差入保証金の差入による支出	△17,903
差入保証金の回収による収入	999
長期前払費用の取得による支出	△3,198
投資活動によるキャッシュ・フロー	△20,355
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式発行による収入	10,000
長期借入れによる収入	95,000
長期借入金の返済による支出	△9,387
その他	△451
財務活動によるキャッシュ・フロー	95,161
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	94,636
現金及び現金同等物の期首残高	-
現金及び現金同等物の期末残高	94,636

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	82,439
減価償却費	1,033
受取利息	△0
支払利息	441
売上債権の増減額 (△は増加)	69,632
前払費用の増減額 (△は増加)	△4,809
未払金の増減額 (△は減少)	△6,173
未払費用の増減額 (△は減少)	21,661
未払消費税等の増減額 (△は減少)	25,360
預り金の増減額 (△は減少)	1,956
その他	928
小計	192,470
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	△441
法人税等の支払額	△27,643
営業活動によるキャッシュ・フロー	164,386
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△955
差入保証金の回収による収入	2,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,045
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	20,000
長期借入金の返済による支出	△6,520
その他	△586
財務活動によるキャッシュ・フロー	12,893
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	178,325
現金及び現金同等物の期首残高	94,636
現金及び現金同等物の中間期末残高	272,961

## 【注記事項】

当事業年度（自 2020年10月14日 至 2021年 9月30日）

（重要な会計方針）

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
貯蔵品 移動平均法による原価法
2. 引当金の計上基準  
貸倒引当金 売上債権、差入保証金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲  
手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資からなっております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）

1. 収益認識に関する会計基準等
  - ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
  - ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

### (2) 適用予定日

2022年9月期の期首より適用予定であります。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

## 2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

### (1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。



企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的に全て取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

2022年9月期の期首から適用します。

なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年改正）については、2023年9月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

(追加情報)

世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界経済の悪化が懸念されております。新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、当社の業績への影響を予測することは困難であります。2021年9月末現在において、会計上の見積もりに影響を与えるほどの事象が発生していないため、当事業年度末における会計上の見積もりは、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しておりません。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響は不確定要素が多く、今後の状況の変化によっては、翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりです。

	当事業年度 (自 2020年10月14日 至 2021年9月30日)
役員報酬	72,700千円
給料手当	7,062
地代家賃	17,094
おおよその割合	
販売費	10%
一般管理費	90%

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度 (自 2020年10月14日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)	—	1,000	—	1,000
合計	—	1,000	—	1,000

(注) 当社を設立した際に株式を発行したことによる増加です。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業年 度期首	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業年 度末	
提出会社	ストック・オブ ションとしての 新株予約権 (注) 1、2	—	—	—	—	—	
合計		—	—	—	—	—	

(注) 1. 第1回新株予約権の付与日において、当社株式は非上場であり、付与日における公正な評価対価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。当事業年度末における本源的価値 (付与日における本源的価値) は0円であり、当事業年度末残高はありません。

2. スtock・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初月が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 (自 2020年10月14日 至 2021年9月30日)
現金及び預金勘定	94,636千円
現金及び現金同等物	94,636

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当事業年度(2021年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金並びに差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、支払期日は最長のもので決算日後7年です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金に係る信用リスクは「与信管理規程」等に沿ってリスク低減を図っております。

借入金の使途は運転資金であります。借入金の金利変動リスクに対しては、可能な範囲で固定金利による調達を行い、金利変動リスクの低減を図っていく方針です。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合は、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

当事業年度（2021年9月30日）

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	94,636	94,636	—
(2) 売掛金	99,332	99,332	—
(3) 差入保証金	16,904	16,871	△32
資産計	210,872	210,840	△32
(1) 未払金	7,687	7,687	—
(2) 未払法人税等	27,643	27,643	—
(3) 預り金	2,028	2,028	—
(4) 長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む）	85,613	83,715	△1,897
負債計	122,972	121,074	△1,897

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

償還予定時期を見積り、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 預り金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度（2021年9月30日）

	1年以内(千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超(千円)
現金及び預金	94,636	—	—	—
売掛金	99,332	—	—	—
差入保証金	—	16,904	—	—
合計	193,968	16,904	—	—

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

当事業年度（2021年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	13,545	17,928	17,928	17,928	8,121	10,163
合計	13,545	17,928	17,928	17,928	8,121	10,163

(有価証券関係)

当事業年度（2021年9月30日）

該当事項はありません。

(デリバティブ関係)

当事業年度（2021年9月30日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

当事業年度（自 2020年10月14日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自 2020年10月14日 至 2021年9月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用は計上していません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社従業員9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 49株
付与日	2021年6月30日
権利確定条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、行使することができる期間中に取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 3. 新株予約権の行使は、当社普通株式にかかる株式がいずれかの株式公開市場(特定取引所金融商品市場を除く)に上場することを条件とする。 4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	自2021年6月30日 至2023年6月30日
権利行使期間	自2023年7月1日 至2028年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2021年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	49
失効	—
権利確定	—
未確定残	49
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格 (円)	10,000
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は、未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、純資産法により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計は0円です。
- (2) 当事業年度末において権利行使されたストック・オプションはありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度（2021年9月30日）

繰延税金資産	
未払事業税	2,519千円
未払賞与	4,938
繰延税金資産小計	<u>7,457</u>
繰延税金資産合計	<u>7,457</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>7,457</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。



(資産除去債務関係)

当事業年度(自 2020年10月14日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当事業年度(自 2020年10月14日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

当事業年度(自 2020年10月14日 至 2021年9月30日)

当社は、M&A仲介事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

**【関連情報】**

当事業年度(自 2020年10月14日 至 2021年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありませんので、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
M&A買手先A	34,760	M&A仲介事業
M&A買手先B	33,000	M&A仲介事業
M&A売手先C	30,910	M&A仲介事業

※当社顧客との各種契約においては秘密保持条項が存在するため、名称又は氏名の公表は控えさせていただきます。

【関連当事者情報】

当事業年度（自 2020年10月14日 至 2021年9月30日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	田中 哲	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 3.0% 間接47.1%	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証	35,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件の妥当性については、市場等の一般取引条件を比較・勘案の上で、取締役会決議を経て行っております。
2. 当社は、当社の銀行借入に対して、代表取締役社長田中哲より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。取引金額は、債務保証を受けている銀行借入金の当事業年度末残高を記載しております。

(1 株当たり情報)

当事業年度（自 2020年10月14日 至 2021年9月30日）

	当事業年度 (自 2020年10月14日 至 2021年9月30日)
1株当たり純資産額	25.42円
1株当たり当期純利益金額	20.42円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 2022年5月12日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っており、2021年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額を算定しています。
3. 算定上の基礎は、以下のとおりです。

(1) 1株当たり純資産額

	当事業年度 (自 2021年10月14日 至 2022年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	50,842
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	50,842
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,000,000

(2) 1株当たり当期純利益金額

	当事業年度 (自 2020年10月14日 至 2021年9月30日)
当期純利益(千円)	40,842

普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	40,842
普通株式の期中平均株式数(株)	2,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数49個)。 なお、新株予約権の概要は「第5 発行者の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(重要な後発事象)

当社は、2022年4月25日開催の取締役会決議に基づき、2022年5月12日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2022年5月11日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき2,000株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,000株
今回の分割により増加する株式数	1,999,000株
株式分割後の発行済株式総数	2,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	8,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2022年5月12日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響は当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

当中間会計期間（自 2021年10月1日 至 2022年 3月31日）

（重要な会計方針）

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
貯蔵品 移動平均法による原価法
2. 固定資産の償却の方法  
有形固定資産  
建物附属設備 定額法  
なお、耐用年数は以下の通りです。  
建物附属設備 5～10年
3. 引当金の計上基準  
貸倒引当金 売上債権、差入保証金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲  
手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資からなっております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
6. 重要な収益及び費用の計上基準  
収益については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、M&A仲介事業のうち、基本合意時の報酬については、譲渡企業と買収候補者間で基本合意書等が締結された時点で収益を認識しております。成功報酬については、譲渡企業と買収候補者間で株式譲渡契約書等の最終契約が締結され、当該M&A取引が不成立となる要因（ディールブレイカー）が解消されたと判断した時点で収益を認識しております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当中間会計期間に与える影響はありません。また、当中間会計期間の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することと致しました。この変更による中間財務諸表への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年3月6日内閣府令第9号）附則第3条第2項により、経過的な取扱いに従って、

当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(中間貸借対照表関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

当中間会計期間 (2022年3月31日)	
有形固定資産の減価償却累計額	1,033千円

(中間損益計算書関係)

※減価償却実施額

当中間会計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)	
有形固定資産	1,033千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	1,000	—	—	1,000
合計	1,000	—	—	1,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
			当事業年 度期首	増加	減少	当中間会 計期間末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権 (注) 1、2	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 第1回新株予約権の付与日において、当社株式は非上場であり、付与日における公正な評価対価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。当事業年度末における本源的価値(付与日における本源的価値)は0円であり、当事業年度末残高はありません。

2. スtock・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初月が到来しておりません。

#### 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

当中間会計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)	
現金及び預金勘定	272,961千円
現金及び現金同等物	272,961

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当中間会計期間 (2022年3月31日)

##### 1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

当中間会計期間 (2022年3月31日)

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	14,904	14,623	△281
資産計	14,904	14,623	△281
長期借入金(1年内返済予定の 長期借入金を含む)	99,093	99,644	551
負債計	99,093	99,644	551

(注) 「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「売掛金」「未払消費税等」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

##### 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間 (2022年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間 (2022年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	14,623	—	14,623
資産計	—	14,623	—	14,623
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	99,644	—	99,644
負債計	—	99,644	—	99,644

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

この時価については、一定の期間ごとに分類した将来キャッシュ・フローを、国債利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値に信用リスクを加味し算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

この時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間 (2022年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ関係)

当中間会計期間 (2022年3月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間(自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用は計上していません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社従業員9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 49株
付与日	2021年6月30日
権利確定条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、行使することができる期間中に取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 3. 新株予約権の行使は、当社普通株式にかかる株式がいずれかの株式公開市場(特定取引所金融商品市場を除く)に上場することを条件とする。 4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	自2021年6月30日 至2023年6月30日
権利行使期間	自2023年7月1日 至2028年6月30日



(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当中間会計期間において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	49
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	49
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格 (円)	10,000
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は、未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、純資産法により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当中間会計期間末における本源的価値の合計は0円です。
- (2) 当中間会計期間において権利行使されたストック・オプションはありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間（自 2021年10月1日 至 2022年3月31日）

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務です。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年間とし、割引率は0.046%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)
期首残高	-千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	19,868
時の経過による調整額	4
当中間会計期間末残高	19,872

(賃貸等不動産関係)

当中間会計期間（自 2021年10月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

当中間会計期間（自 2021年10月1日 至 2022年3月31日）

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当中間会計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)
基本合意報酬	39,738千円
成功報酬	257,837
合計	297,575

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 6. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権の残高は以下のとおりです。

	当中間会計期間 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	99,332千円
顧客との契約から生じた債権（当中間会計期間末残高）	29,700

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間（自 2021年10月1日 至 2022年3月31日）

当社は、M&A仲介事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自 2021年10月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありませんので、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
M&A買手先H	105,587	M&A仲介事業
M&A買手先I	69,036	M&A仲介事業
M&A売手先J	31,400	M&A仲介事業

※当社顧客との各種契約においては秘密保持条項が存在するため、名称又は氏名の公表は控えさせていただきます。

(1株当たり情報)

当中間会計期間(自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)

	当中間会計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	52.61円
1株当たり中間純利益金額	27.19円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 2022年5月12日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っており、2021年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益金額を算定しています。
3. 算定上の基礎は、以下のとおりです。

(1) 1株当たり中間純利益金額

	当中間会計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日)
中間純利益(千円)	54,383
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	54,383
普通株式の期中平均株式数(株)	2,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数49個)。 なお、新株予約権の概要は「第5 発行者の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(2) 1株当たり純資産額

	当中間会計期間 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	105,225
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—
普通株式の当中間会計期間末の純資産額(千円)	105,225
1株当たり純資産額の算定に用いられた当中間会計期間末の普通株式の数(株)	2,000,000

(重要な後発事象)

当社は、2022年4月25日開催の取締役会決議に基づき、2022年5月12日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

## 2. 株式分割の概要

### (1) 分割方法

2022年5月11日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき2,000株の割合をもって分割しております。

### (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,000株
今回の分割により増加する株式数	1,999,000株
株式分割後の発行済株式総数	2,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	8,000,000株

### (3) 株式分割の効力発生日

2022年5月12日

### (4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響は当該箇所に反映されております。

2022年5月11日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき2,000株の割合をもって分割しております。

## 3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産 建設仮勘定	—	253	—	253	—	—	253
有形固定資産計	—	253	—	253	—	—	253

(注) 「建設仮勘定」の当期増加額は、主に本社賃貸借ビルの内装費用に関するものです。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率(%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	—	13,545	1.09	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	—	72,068	1.00	2022年～2028年
合計	—	85,613	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりです。

	1年超2年 以内(千円)	2年超3年 以内(千円)	3年超4年 以内(千円)	4年超5年 以内(千円)
長期借入金	17,928	17,928	17,928	8,121

**【引当金明細表】**

該当事項はありません。

**【資産除去債務明細表】**

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
預金	
普通預金	94,636
小計	94,636
合計	94,636

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
M&A買手B※	22,000
M&A買手D※	16,500
M&A買手E※	11,682
M&A買手F※	11,000
M&A売手G※	9,900
その他	28,250
合計	99,332

※当社顧客との各種契約においては秘密保持条項が存在するため、相手先名の公表は控えさせていただきます。

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
—	320,332	221,000	99,332	68.99	56.59

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。



ハ. 貯蔵品

相手先	金額 (千円)
切手等	124
合計	124

② 投資その他の資産

差入保証金

相手先	金額 (千円)
YGPリアルエステート株式会社	14,804
ディ・エグゼクティブ・センター・ジャパン株式会社	2,000
サーブコープジャパン株式会社	100
合計	16,904

③ 流動負債

イ. 未払費用

相手先	金額 (千円)
給与等	43,033
委託料	3,300
社会保険料等	2,080
監査報酬	825
地代家賃	517
その他	312
合計	50,068

ロ. 未払法人税等

相手先	金額 (千円)
法人税	18,546
事業税	7,284
住民税	1,812
合計	27,643

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://p-capital.co.jp/">https://p-capital.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条 第1項に規

定する振替株式となることから、当該事項はなくなる予定です。

- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
  - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## **第二部 【特別情報】**

### **第1 【有価証券の様式】**

当社は、株券を発行しておらず、株券の交付は行わないため、該当事項はありません。

### **第2 【外部専門家の同意】**

該当事項はありません。

### 第三部 【株式公開情報】

#### 第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2020年10月14日	-	-	-	田中哲	東京都目黒区	当社代表取締役特別利害関係者等(大株主上位10名)	501	5,010,000 (10,000) (注) 3	当社設立に伴う出資
2020年10月14日	-	-	-	西園直記	東京都板橋区	当社取締役特別利害関係者等(大株主上位10名)	150	1,500,000 (10,000) (注) 3	当社設立に伴う出資
2020年10月14日	-	-	-	西塚淳	東京都墨田区	当社取締役特別利害関係者等(大株主上位10名)	150	1,500,000 (10,000) (注) 3	当社設立に伴う出資
2020年10月14日	-	-	-	新井裕己	東京都世田谷区	当社取締役特別利害関係者等(大株主上位10名)	150	1,500,000 (10,000) (注) 3	当社設立に伴う出資
2020年10月14日	-	-	-	松本将和	東京都品川区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	49	490,000 (10,000) (注) 3	当社設立に伴う出資
2021年6月15日	田中哲	東京都目黒区	当社代表取締役特別利害関係者等(大株主上位10名)	合同会社田中	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10名、代表取締役田中氏により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	471	4,710,000 (10,000) (注) 4	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年6月15日	西園直記	東京都板橋区	当社取締役特別利害関係者等(大株主上位10名)	合同会社MK	東京都板橋区	特別利害関係者等(大株主上位10名、取締役西園氏により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	120	1,200,000 (10,000) (注) 4	所有者の事情による
2021年6月15日	西塚淳	東京都墨田区	当社取締役特別利害関係者等(大株主上位10名)	合同会社NJ	東京都墨田区	特別利害関係者等(大株主上位10名、取締役西塚氏により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	120	1,200,000 (10,000) (注) 4	所有者の事情による
2021年6月15日	新井祐己	東京都世田谷区	当社取締役特別利害関係者等(大株主上位10名)	合同会社NHS	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、取締役新井氏により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	120	1,200,000 (10,000) (注) 4	所有者の事情による

- (注) 1. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は、上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいいます。)の末日から起算して2年前から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等(従業員持株会社を除く。以下1.において同じ)が、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。)を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存するものとされており。
2. 特別利害関係者等の範囲は、次のとおりです。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社
3. 移動価格は、当社設立時の発起人間での協議のうえで決定した価格です。
4. 移動価格は、第三者の専門家より純資産法を基に算定された価格を総合的に勘案して、当事者間で協議の上決定した価格です。
5. 2022年5月12日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

## 第2 【第三者割当等の概況】

### 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①
発行年月日	2021年6月30日
種類	第1回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 49株
発行価格	10,000円 (注)2
資本組入額	5,000円
発行価額の総額	490,000円
資本組入額の総額	245,000円
発行方法	2021年6月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間などに関する確約	—

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりです。

(1) 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までにおいて、第三者割当による募集株式の割当を行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)、第三者割当による新株予約権の割当てを行っている場合、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当又は交付を受けた者について、担当J-Adviserに対して、以下の各事項について書面により、確約を行わせるものとされております。

- ① 割当又は交付を受けた株式及び新株予約権(以下「割当株式等」という。)について、割当又は交付を受けた日から上場日以降6か月を経過する日(割当株式等の割当又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日)までの継続所有。
- ② 割当株式等を譲渡する場合はあらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
- ③ その他同取引所が必要と認める事項。

(2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出などを行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2021年9月30日です。

2. 発行価格は、第三者の専門家より純資産法を基に算定された価格を総合的に勘案して決定した価格です。



3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下の通りです。

	新株予約権①
行使時の払込金額	1株につき10,000円
行使期間	自 2023年7月1日 至 2028年6月30日
行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、行使することができる期間中に取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。</li> <li>2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</li> <li>3. 新株予約権の行使は、当社普通株式にかかる株式がいずれかの株式公開市場（特定取引所金融商品市場を除く）に上場することを条件とする。</li> <li>4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 2022年5月12日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」及び「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

## 2 【取得者の概況】

### 新株予約権①

2021年6月29日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行（第1回）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株数(株)	価格 (単価)(円)	取得者と提出会社との関係
田中 哲	東京都 目黒区	会社役員	10	100,000 (10,000)	特別利害関係者等 (当社代表取締役)
西園 直記	東京都 板橋区	会社役員	10	100,000 (10,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
西塚 淳	東京都 墨田区	会社役員	10	100,000 (10,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
新井 裕己	東京都 世田谷区	会社役員	10	100,000 (10,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
小林 留奈	東京都 豊島区	会社員	1	10,000 (10,000)	当社従業員
春日 優馬	東京都 目黒区	会社員	1	10,000 (10,000)	当社従業員
晒名 未悠	神奈川県 川崎市	会社員	1	10,000 (10,000)	当社従業員
嘉味田光揮	神奈川県 川崎市	会社員	1	10,000 (10,000)	当社従業員
福田 優	東京都 目黒区	会社員	1	10,000 (10,000)	当社従業員
小塚 大輝	東京都 目黒区	会社員	1	10,000 (10,000)	当社従業員
大友 惇	東京都 品川区	会社員	1	10,000 (10,000)	当社従業員
酒田 飛超	神奈川県 川崎市	会社員	1	10,000 (10,000)	当社従業員
伊藤 康裕	東京都 目黒区	会社員	1	10,000 (10,000)	当社従業員

(注) 2022年5月12日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

## 3 【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

### 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所 有株式数の割合(%)
合同会社田中(注)1、4	東京都目黒区三田二丁目6番11号	942,000	44.90
合同会社MK(注)1、4	東京都板橋区小茂根三丁目16番7号	240,000	11.44
合同会社NJ(注)1、4	東京都目黒区原町一丁目11番13号	240,000	11.44
合同会社NHS(注)1、4	東京都世田谷区奥沢三丁目9番3号	240,000	11.44
松本 将和(注)1	東京都品川区	98,000	4.67
田中 哲(注)1、2	東京都目黒区	80,000 (20,000)	3.81 (0.95)
西園 直記(注)1、3	東京都板橋区	80,000 (20,000)	3.81 (0.95)
西塚 淳(注)1、3	東京都目黒区	80,000 (20,000)	3.81 (0.95)
新井 裕己(注)1、3	東京都世田谷区	80,000 (20,000)	3.81 (0.95)
小林 留奈(注)1、5	東京都豊島区	2,000 (2,000)	0.10 (0.10)
春日 優馬(注)1、5	東京都目黒区	2,000 (2,000)	0.10 (0.10)
晒名 未悠(注)1、5	神奈川県川崎市	2,000 (2,000)	0.10 (0.10)
嘉味田光揮(注)1、5	神奈川県川崎市	2,000 (2,000)	0.10 (0.10)
福田 優(注)1、5	東京都目黒区	2,000 (2,000)	0.10 (0.10)
小塚 大輝(注)1、5	東京都目黒区	2,000 (2,000)	0.10 (0.10)
大友 惇(注)1、5	東京都品川区	2,000 (2,000)	0.10 (0.10)
酒田 飛超(注)1、5	神奈川県川崎市	2,000 (2,000)	0.10 (0.10)
伊藤 康裕(注)1、5	東京都目黒区	2,000 (2,000)	0.10 (0.10)
計	—	2,098,000 (98,000)	100.00 (4.67)

- (注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)  
2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)  
3. 特別利害関係者等(当社の取締役)  
4. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)  
5. 当社の従業員  
6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。  
7. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数です。

# 独立監査人の監査報告書

2022年8月8日

株式会社ペアキャピタル  
取締役会 御中

監査法人 コスモス  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士  
業務執行社員

新関 智之

業務執行社員 公認会計士

小室 豊和

## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ペアキャピタルの2020年10月14日から2021年9月30日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ペアキャピタルの2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程

を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



株式会社ペアキャピタル  
取締役会 御中

監査法人 コスモス  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士  
業務執行社員

新聞 智之

業務執行社員 公認会計士

小室 豊和

#### 中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ペアキャピタルの2021年10月1日から2022年9月30日までの第2期事業年度の中間会計期間（2021年10月1日から2022年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ペアキャピタルの2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2021年10月1日から2022年3月31日）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計す

ると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上